

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年宮崎県条例第67号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び通学路（以下「学校等」という。）における犯罪の防止に必要な方策等を定め、学校等における児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）が、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) 学校等の管理者等は、この指針を踏まえて具体的方策等の実施に努めるものとする。
- (3) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を考慮し、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

- (1) 出入口の限定
- (2) 普段使用しない門扉の施錠等の適切な管理
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来校者用の入口及び受付の明示
- (5) 来校者に対する名簿の記入及び識別証の使用の要請
- (6) 来校者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器材の整備
- (8) 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置等の配慮

2 安全確保についての校内体制の整備等

学校等の管理者等は、教職員等による安全確保体制の整備を図るほか、保護者、自主防犯団体、地域住民等と連携して、次のような対策を実施する。

- (1) 教職員による学校等の敷地・建物内外の計画的な巡回
- (2) 保護者、自主防犯団体等に対する学校内外、通学路等の巡回の協力要請
- (3) 地域や学校等の実情に応じた防犯ブザー等の教職員、児童等への普及

3 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の管理者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて「危機管理マニュアル」を策定し、社会状況の変化等を踏まえて見直すものとする。

また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施する。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練の実施
- (2) 声かけ事案等に関する情報がある場合の情報収集、通報、近隣学校への情報提供、保護者への連絡、関係機関・自主防犯団体等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等
- (3) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合など緊急時における教職員の役割分担、不審者の監視・侵入阻止・排除体制、児童等への注意喚起、避難誘導の方法及び警察への通報体制の確立
- (4) 警察署、消防署等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換
- (5) 警察署、消防署等との協力の下に行う、教職員、保護者、自主防犯団体等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施及び訓練等に基づく危機管理マニュアルの検証・改善
- (6) 学校等、警察署、県、市町村及びその他の関係機関相互の情報連絡網の整備
- (7) 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備

4 教職員の危機管理意識の高揚及び学校安全対策の推進

学校等の管理者等は、教職員の危機管理意識の高揚を図り、児童等の安全の確保を第一とし、学校として組織的な対応を行うとともに、保護者、地域及び関係団体をはじめ警察署、消防署等の協力を得て、次のような安全対策を実施し、その効果的な運用を図る。

- (1) 「学校等安全対策推進委員会」(※1)等の設置
- (2) 学校危機管理についての教職員研修及び訓練の実施
- (3) 「地域ぐるみの子ども安全推進月間」等の設定
- (4) 「学校安全点検日」等の設定

※1 学校等安全対策推進委員会

学校等内で第一義的に児童等の安全を確保するための組織のことであり、必ずしもこうした名称の新たな委員会を立ち上げるだけでなく、例えば学校保健委員会等の既存の組織を活用して役割を果たすことも考えられる。

5 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため、次のような取組みを行う。

- (1) 不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所や「こども110番・おたすけハウス」等緊急避難場所の周知徹底
- (3) 誘拐等に遭わないための対処方法の指導
- (4) 被害にあった場合の対処方法の指導

6 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者の侵入を未然に防止し、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、見通しが良く死角がない施設の整備に努めるとともに、個々の学校の実情に応じて、次のような設備等の日常的な点検整備や必要に応じた改修、交換等の改善措置を行う。

- (1) 校門、フェンス、外灯、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- (2) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム（※2）、通報システム（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）等の防犯設備
- (3) 死角の原因となる植栽や立木等の障害物
- (4) 避難の妨げとなる障害物

※2 防犯監視システム

敷地境界や建物内に設置する防犯カメラ、防犯センサー、カメラ付インターホン等をいう。

なお、防犯カメラを設置する場合は、来訪者等の肖像権その他のプライバシーの権利を侵害しないよう、適正な運用規則（基準）を定める等、十分な配慮が必要である。

7 保護者、地域及び関係機関・団体（PTA、自治会、高齢者クラブ、自主防犯団体、警察署、消防署等）との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係機関・団体と連携し、児童等の安全を確保するための情報交換に努めるとともに、次のような施策を実施する。

- (1) 保護者、地域住民、PTA及び自治会等への協力依頼
 - ア 登下校時の見守り活動
 - イ 不審者を発見した場合の警察署、学校等への通報
 - ウ 地域住民等によるあいさつ運動
- (2) 注意喚起の文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「こども110番・おたすけハウス」との連携の強化
- (4) 関係機関・団体と協力した学校内外の巡回活動
- (5) 関係機関・団体の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (6) 警察署や消防署等との緊急時の連絡体制の確立
- (7) 学校支援ボランティア活動（※3）との連携

※3 学校支援ボランティア活動

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう（文部省「教育改革プログラム」平成9年1月）。

